

令和 8 年度糖尿病性腎症重症化予防推進研修会  
仕様書

1 委託事業名

委託業務名は令和 8 年度糖尿病性腎症重症化予防推進研修会とする。

2 目的

糖尿病の合併症の一つである糖尿病性腎症は人工透析の原因疾患で最も多く、人工透析は個人の QOL を低下させるとともに医療費の適正化の観点からも重要となっている。

本県では平成 30 年度に愛知県糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定（令和 7 年 3 月改定）し、取組の推進を図っているところである。この取組を一層推進するため、糖尿病性腎症重症化予防事業に携わるもののスキルアップを図ることとし、市町村・保健所職員等を対象とした研修会を実施する。

3 委託内容

(1) 研修内容

ア 開催回数及び時期

2 回

契約締結の日から令和 9 年 2 月の間に実施すること。

第 1 回目 9 月～11 月 第 2 回目 12 月～1 月

なお、動画配信期間は 2 月までとする。

イ 対象者

市町村・保健所等で糖尿病性腎症重症化予防事業に携わる方

ウ 研修計画の作成及び提出

契約締結後、研修計画を速やかに作成し県に提出すること。

エ 研修講師

(ア) 研修の講師は、研修内容に関して十分な知識及び経験を有する者とする。

(イ) 研修前のカリキュラムの調整、スケジュールの調整など、講師との各種調整を行うこと。なお、調整にあたっては県と協議を行うこと。

オ 研修教材

(ア) 研修で使用する教材・資料等については、事前に県と協議を行うこと。

(イ) 研修教材・資料について、受講者に提供すること。

カ 実施方法

(ア) 第 1 回目については、インターネットを利用した録画動画の配信による研修会を実施すること。

(イ) 第 2 回目については、集合による研修会を実施すること。

## (2) 研修のねらい

ア 糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、糖尿病性腎症重症化予防事業の意義、糖尿病重症化予防プログラムの基礎知識、糖尿病性腎症についての基礎知識や重症化予防のための保健指導等の実施方法について学ぶことができる内容を提供すること。

イ 研修内容は以下の項目を踏まえた内容とすること

- (ア) 糖尿病性腎症重症化予防事業の意義
- (イ) 糖尿病重症化予防プログラムの基礎知識（評価指標を含む）
- (ウ) 糖尿病性腎症重症化予防のための基礎知識
- (エ) 糖尿病性腎症重症化予防事業における市町村の事例紹介
- (オ) 糖尿病性腎症重症化予防対象者への効果的な保健指導の方法
- (カ) グループワーク（取組の情報交換、面接技術のロールプレイ等）

ウ 昨年度実施した糖尿病性腎症重症化予防研修会のアンケート結果を踏まえた内容とすること。

## (3) オンライン研修受講環境の整備

ア 受講者のみがインターネット上で研修を受講できること。

イ 受講者全員が同時アクセスしても、システムが遅延なく動作すること。

ウ 最大同時接続可能アクセス数は100以上を見込むこと。

エ 受講者が職場や自宅等の一般のインターネット回線を経由してシステムにアクセスし、システムの全ての操作がインターネットブラウザを介して行えること。

オ パソコン及びスマートフォン、タブレット等の情報通信端末での受講に対応していること。

カ 受講者がパソコン等に特別なソフトウェア等を組み込む必要がないこと。

キ 学習の中断および中断箇所からの再開が可能なこと。

（再生、停止、早送り、巻き戻しの各ボタン等で操作ができ、再生済み部分や時間が表示されること）

ク 配信期間中は繰り返し学び直しができる形式とする。

## (4) 研修会場の設定

ア 収容人数150名程度の会場を借用すること。

イ 研修会場に適した会場の設営、物品準備と撤去を行うこと。

## (5) 研修運営

ア 参加申込みの受付、受講者の決定

イ 研修開催要項、受講案内等を作成し、周知方法については事前に県と協議を行うこと。

ウ 申込期間は受講希望者が申込みをするにあたり、十分な期間を設けること。

エ 参加申込の窓口として、申込受付や問合せの対応を行うこと。

オ 県に受講者名簿を提出すること。

カ 受講者にオンラインと集合による受講方法について通知すること。

キ その他、研修の運営に必要な全ての業務を行うこと。

(6) 受講者アンケートの実施及びアンケート結果の集計

ア 研修受講後に受講者アンケートを実施し、受講者からの質問に対して回答を行うこと。なお、実施にあたっては、別途県と協議を行うこと。

イ アンケート結果を集計し、結果を事業実績報告書に記載すること。

(7) その他

ア 研修受講料は徴しないこととする。

イ 受講者等からの問い合わせについては、丁寧に対応すること。

4 業務完了届の提出

(1) 本業務完了後は速やかに業務完了届を作成し、事業完了後速やかに県に提出すること。

(2) 業務完了届には事業実績報告書、事業収支決算（見込）書及びその他資料を添付すること。なお、事業実績報告書は次の内容を含むものとする。

ア 実施した研修について集計・分析したもの

イ 受講者名簿

5 成果物の提出等

(1) 成果物の内容及び形態

ア 事業実績報告書

イ 3 (1) オの電子データ（外部記憶媒体に保存）

(2) 納入期限 令和9年3月31日（水）まで

(3) 納入場所 愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課

6 情報セキュリティに関する受託者の責任

受託者は、業務の遂行に当たって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守し、必要な情報セキュリティ対策を講じること。

7 費用負担

本仕様書に特段の定めがある場合を除き、本契約の履行に必要な経費は全て本契約金額に含める。

8 支払方法

業務完了確認後、適法な請求により一括して支払う。

## 9 その他

- (1) 本業務において作成した資料等の著作権は、全て愛知県に帰属するものとする。
- (2) 事業の実施に際しては、県の指示に従うこと。
- (3) スケジュールについて、県と調整すること。
- (4) 受託者は、事業に関する統括責任者を定めること。
- (5) 本仕様書の定めのない事項については、その都度、受託者と県が協議のうえ、決定する。
- (6) 業務上知り得た一切の情報について、愛知県の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。